

■ 第2章 ■

介護サービス基盤の整備と 円滑・適正な制度運営

INDEX

第1節	介護サービス基盤を取り巻く状況	95
第2節	介護サービス量の見込み	109
第3節	介護サービス基盤の整備に向けた取組	119
第4節	介護保険制度の適正な運営	159

第4節 介護保険制度の適正な運営

- 区市町村と一体となって、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの質の向上など介護給付適正化の取組を推進します。
- ルールに従って適正に介護サービスが提供されるよう、サービス提供事業者に対し、人員・設備等を審査し、事業者指定を行います。
また、指導検査等により、事業者に対して必要な助言や指導を行います。
- 介護サービス情報の公表制度の普及・定着に努めるとともに、福祉サービス第三者評価の受審を促し、利用者が介護サービスを選択する際の支援と介護サービスの質の向上に努めていきます。

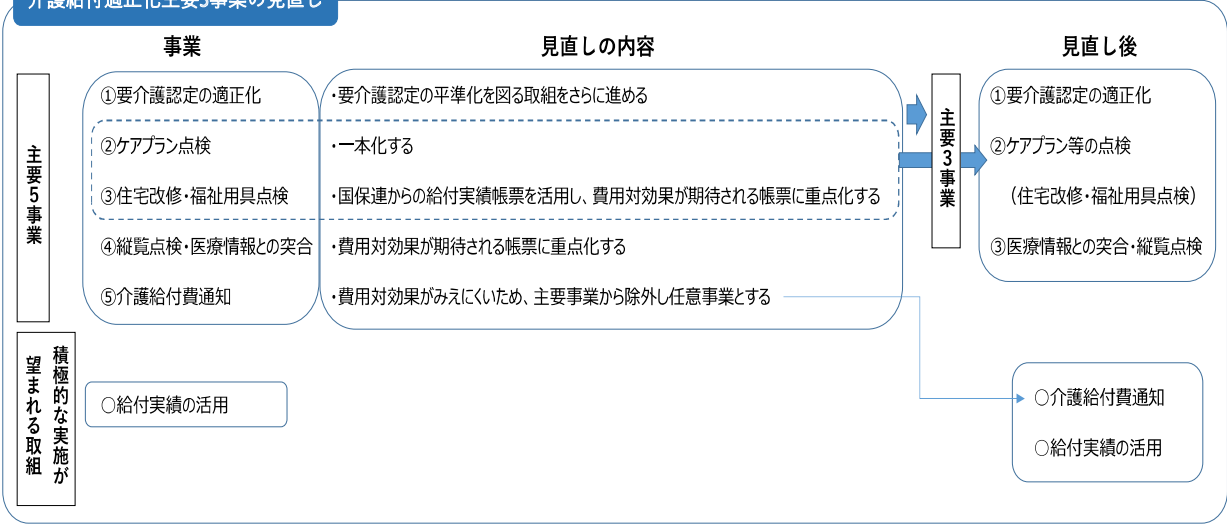
1 介護給付適正化の推進

現状と課題

<利用者の自立支援に役立つ介護サービスの提供>

- 介護サービスに必要な費用は、サービス利用時の利用者負担金のほか、公費（税金）と40歳以上の被保険者が納める保険料で賄われています。
- 今後も介護サービスに対するニーズが更に増加すると見込まれる中、介護保険制度への信頼性を確保していくには、高齢者の自立した日常生活のために必要な質の高いサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより効果的・効率的に活用していくことが重要です。
- 介護給付適正化とは、介護サービスを必要とする人を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めた上で、事業者に対しルールに従ってサービスを提供するよう促すことです。これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼が高まり、持続可能な介護保険制度へとつながります。
- 具体的な取組として、介護給付適正化に向けて着実に実施することとされている5つの事業（以下「主要5事業」という。）が掲げられていましたが、保険者の事務負担軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、主要5事業が3事業に再編され、実施内容の充実を図ることとされました。

介護給付適正化主要5事業の見直し



資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

介護給付適正化の主要3事業及び事業の概要

①要介護認定の適正化

- ・区市町村が、要介護認定の訪問調査の状況や、介護認定審査会における審査判定の傾向を把握・分析します。分析結果を踏まえた研修や連絡会等を行い、調査員間や審査判定を行う合議体間、東京都及び全国と比べた審査判定結果等のばらつきが生じないようにします。
- ・取組を通じて、全国一律の基準に基づいた適切かつ公平な要介護認定を確保します。

②ケアプラン等の点検

<ケアプラン点検>

- ・介護支援専門員が作成したケアプランについて、その内容が利用者の自立支援に役立つものとなっているか、区市町村等の第三者が確認します。
- ・確認を通じて、介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を図ります。

<住宅改修・福祉用具点検>

- ・区市町村が、改修工事を行おうとする利用者や福祉用具の利用者に対する訪問調査等を行い、利用者の身体状況に合ったものとなっているか、確認します。
- ・確認を通じて、適切な住宅改修や福祉用具の利用を推進します。

③医療情報との突合・縦覧点検

- ・介護サービス事業者に支払われた報酬について、区市町村等が、複数月にまたがる支払状況の確認や、医療保険と介護保険との給付情報の突合を行い、提供されたサービスの整合性等について点検を行います。
- ・点検を通じて、事業者の請求内容に誤り等を発見し、適切な報酬請求を促します。

- 平成29年6月の介護保険法の改正では、介護給付適正化が新たに法律に位置付けられ、各区市町村は介護保険事業計画に介護給付適正化に関する施策と目標を記載することになりました。区市町村は、地域の状況を把握・分析した上で、地域における共通の目標を関係者間で共有し、その達成に向けた具体的な計画を作成することが重要です。
- また、平成30年4月から、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から区市町村に移譲されており、地域でケアマネジメントを行っている介護支援専門員の育成や支援などに区市町村が積極的に関わっていくことが重要です。
- 東京都及び区市町村は、これまでも地域の実情に応じた様々な方法で介護給付適正化に取り組んできました。しかし、区市町村の人員体制や専門性を有する職員の確保等の課題があり個々の事業の取組内容には差がある状況です。
- このような状況を踏まえ、東京都及び区市町村は取組を一層推進し、利用者の自立支援に役立つ介護サービスを確保しつつ、健全な財政を維持することで、介護保険制度を持続させていく必要があります。

施策の方向

■ 研修や個別的な支援によって区市町村の取組を推進します

- 区市町村職員等を対象に各種研修を実施し、適正化事業を行うに当たっての知識や他区市町村の好事例の提供を行うほか、全区市町村の取組状況を把握し必要な助言を行います。
- 特に、介護給付適正化の取組が十分ではない区市町村や支援を必要とする区市町村に対しては、専門的知識を補いながら、限られた人員体制の中でも取組を進めることができるよう専門家の派遣や、東京都国民健康保険団体連合会と連携した支援など、個別支援を重点的に行います。
- また、区市町村が、地域の状況を十分に踏まえた上で、重点的に取り組むべき分野を明確にしながら介護給付適正化に取り組めるよう、地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用を支援していきます。
- 東京都国民健康保険団体連合会や公益財団法人東京都福祉保健財団とも連携し、介護給付適正化に関するシステムの有効活用や、福祉用具の利用や住宅改修が適切に実施されていることをチェックできる区市町村職員の養成を図ります。
- 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金の給付適正化に関わる評価指標も参考に、各区市町村の実施データに基づいて傾向を分析し、支援につなげます。
- 介護給付適正化主要5事業から3事業に再編されたことに伴い、「住宅改修・福祉用具点検」は「ケアプラン等の点検」に統合し、「介護給付費通知」は任意事業として、「給付実績の活用」と同様、積極的な実施が望まれる取組として位置づけ支援します。
- 介護給付適正化を効果的・効率的に推進するため、東京都は主要3事業について標準的に期待する目標を設定し、各区市町村はこれを踏まえて、具体的な事業の内容、実施方法とその目標を、実施目標として設定します。

第9期における介護給付適正化 区市町村に標準的に期待する目標等

①要介護認定の適正化

【基本的な考え方】

- ・ 全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される（要介護認定の平準化）。

【区市町村に標準的に期待する取組目標】

- ・ 調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因について分析を行う。
- ・ 調査項目の選択状況について、認定調査員間の平準化及び東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。
- ・ 要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制の計画的な整備を図る。
- ・ 審査判定結果について、合議体間の平準化及び東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。

②ケアプラン等の点検

<ケアプラン点検>

【基本的な考え方】

- ・保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成する。

【区市町村に標準的に期待する取組目標】

- ・管内の全ての介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。
- ・ケアプラン点検の効果を検証し点検方法を改善する。
- ・都ガイドライン（※）、マニュアル（都ガイドラインを活用していない場合）を活用したケアプラン点検を実施する。
- ・国保連合会から提供される介護給付適正化関連システムや、給付実績を活用した情報等も活用し、受給者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点から点検対象を抽出し、効果的な点検を実施する。これにより個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善する。なお、給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる帳票の活用を優先する。
- ・継続的にケアプランの質の向上を図るとともに、点検割合の増加にも努める。

<住宅改修・福祉用具点検>

【基本的な考え方】

- ・利用者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされる。

【区市町村に標準的に期待する取組目標】

- ・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図る。
- ・申請内容の精査により、確認を要する案件を選定し、リハビリテーション専門職等と協力する等、効果的な調査となるよう点検を推進する。
- ・福祉用具貸与における貸与価格や、軽度の要介護者の利用について適正化を図る。

③医療情報との突合・縦覧点検

【基本的な考え方】

- ・報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。

【区市町村に標準的に期待する取組目標】

- ・国保連合会処理分以外（委託外分）の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施する。
- ・効果が高いと見込まれる帳票に重点化することで点検の効率性を高め、点検実施件数に係る定量的な目標値を設定することにより点検件数を増やす。

※「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（平成26年3月東京都）

【主な施策】**・認定調査員等研修事業〔福祉局〕**

区市町村が行う要介護認定が適切に実施されるよう、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医を対象とした研修を実施し、知識・技能の修得・向上を図ります。

・介護認定審査会運営適正化事業〔福祉局〕

要介護認定における審査判定等の適正化及び平準化を推進するため、区市町村職員を対象とした研修を実施します。

また、保健医療・福祉関係者及び区市町村の参画を得て高齢者保健福祉施策推進委員会保険者支援部会を設置し、要介護認定の状況について専門的立場から分析検討を行うとともに、区市町村の取組に対して必要な提案を行い、より適切な要介護認定を確保します。

・ケアプラン点検研修会及び専門家の派遣〔福祉局〕

区市町村がケアプラン点検を円滑かつ適切に実施できるよう、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（平成26年3月東京都）を活用したケアプラン点検の方法等に関する研修を区市町村職員に対して実施するとともに、専門的な助言を行う人材を区市町村に派遣します。

・【新規】居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修〔福祉局〕

主任介護支援専門員が、今後も地域のケアマネジャーとして中心的な役割を果たしつつ、介護支援専門員の確保・育成を図るため、所属の介護支援専門員の育成等のための手法を養う内容の研修を実施します。

・東京都介護給付適正化推進研修会〔福祉局〕

介護給付適正化の取組や課題を東京都と区市町村とで把握・共有するため、区市町村職員を対象とした研修を実施し、地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用法の提示や、好事例の発表、グループディスカッションなどを行います。

・介護給付適正化に向けた個別支援（特定分野における技術的助言）〔福祉局〕

東京都国民健康保険団体連合会と共同で、個々の保険者のニーズに応じた支援を実施します。各種帳票や介護給付適正化システムの活用が推進されるよう、具体的な帳票の見方やケアプラン分析システムの操作等、個別支援に取り組みます。